

株式会社ピーエー  
ディサービスセンターゆうの風三田尻  
指定通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

( 山口県指定 第3570601330 号 )

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業者の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 緊急時における対応	7
8. サービス提供における事業者の義務	7
9. 非常災害について	8
10. 損害賠償	8
11. サービス利用をやめる場合（契約の終了）について	8
12. 苦情の受付について	10
13. 虐待防止に関する事項	10
14. 身体拘束に関する事項	10
15. 業務継続計画の策定などに関する事項	11

## 1. 事業者

(1) 法人名 株式会社ピーエー  
(2) 法人所在地 山口県防府市警固町1丁目6番42号  
(3) 電話番号 0835-22-6006  
(4) 代表者氏名 代表取締役 神徳 真也  
(5) 設立年月 平成19年5月7日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成20年11月1日指定  
山口県指定 第3570601330号

### (2) 事業所の目的

株式会社ピーエーが開設する株式会社ピーエー デイサービスセンターゆうの風三田尻が行う指定通所介護事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従事者が、要介護の状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 株式会社ピーエー デイサービスセンターゆうの風三田尻  
(4) 事業所の所在地 山口県防府市警固町1丁目6番42号  
(5) 電話番号 0835-28-0068  
(6) 事業所長（管理者） 中西 久美子  
(7) 当事業所の運営方針

- 1 当事業所は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス、福祉サービスを提供する者、及び、関係市町村との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、環境、希望等の把握に努め、利用者が自立した日常生活が営むことが出来るよう援助を行うものとする。
- 2 介護保険法、厚生労働省令で定める指定基準、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

(8) 開設年月 平成20年11月1日

(9) 利用定員 40人

### (10) 事業所が行っている他の業務

等事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【訪問介護支援事業】 平成19年11月1日指定 山口県3570601181号  
【居宅介護支援事業所】 平成19年12月1日指定 山口県3570601249号  
【通所介護支援事業所】 平成23年 4月1日指定 山口県3570601488号

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 防府市（野島を除く）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、年末年始を除く
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：00～16：30 (居宅介護計画に基づくものとする。 ただし、早朝、時間延長など状況に応じて対応)
延長時間	8：00～9：00 及び 16：30～19：00

(3) 災害発生時 災害時には、風災（台風）、長期の停電、水害、地震、又は冬期には積雪などがあります。デイサービスにおいてはサービスを提供可能であるか判断し、担当ケアマネジャーと相談連携をとり、利用者の方へ対応していきます。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常 勤
管理者	1名（介護職・生活相談員を含む）
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	6名以上

勤務内容は次の通りとする。

- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 生活相談員は、利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 介護職員は、利用者の介護業務を行う。
- 機能訓練指導員は、利用者の身体機能減退を防止、又は機能改善を図るための訓練を行う。
- 看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

職種	勤務体制
管理者	勤務時間) 午前8時30分～午後5時30分
生活相談員	勤務時間) 午前8時30分～午後5時30分
介護職	勤務時間) 午前8時30分～午後5時30分
看護職	勤務時間) 午前8時30分～午後5時30分
機能訓練指導員 (看護職員が兼務)	勤務時間) 午前8時30分～午後5時30分

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用金額の大部分（通常9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

#### <サービスの概要>

①食事介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合には、あらかじめ事業所に申し出てください。

（食事時間） 12：00～13：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但

し、通常の事業実施地域以外からのご利用の場合は、交通費自費をご負担いただきます。

### ☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額（の通常1割または2割または3割）を追加料金としてご負担いただきます。

<通所介護サービス利用料>

#### ◆通常規模型通所介護（所要時間3時間以上4時間未満）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
370円	423円	479円	533円	588円

#### ◆通常規模型通所介護（所要時間4時間以上5時間未満）

388円	444円	502円	560円	617円
------	------	------	------	------

#### ◆通常規模型通所介護（所要時間5時間以上6時間未満）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
570円	673円	777円	880円	984円

#### ◆通常規模型通所介護（所要時間6時間以上7時間未満）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
584円	689円	796円	901円	1,008円

#### ◆通常規模型通所介護（所要時間7時間以上8時間未満）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
658円	777円	900円	1,023円	1,148円

#### ◆通常規模型通所介護（所要時間8時間以上9時間未満）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
669円	791円	915円	1,041円	1,168円

### ◆加算対象サービス

入浴介護加算	40円／1日
中重度者ケア体制加算	45円／1日
サービス提供体制強化加算	18円／1日
科学的介護推進体制加算	40円／1日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※区分支給限度基準額の算定対象外基本サービス費に各種加算を加えた1カ月の総単位数の×9.2%（一単位未満の端数は四捨五入）×10円の1割負担

### ◆減算について（一日当たりのサービス利用料から引きます。）

送迎減算	送迎を行わない場合 47円／片道
有料老人ホームゆうの風三田尻に入居されている方	94円／1日

☆上記金額は、介護保険法に準じて変更されることがあります。

☆費用は上記の加算サービスを選択されたときにつかむ金額となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

<その他のサービスの利用料金>

普通食（食事の材料費・調理費）	605円／食
紙おむつ	実費
レクリエーションなどにかかる材料費	実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月までにご説明します。

## （3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までにお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。）  
お支払い確認後領収証を発行させていただきます。

金融機関口座からの自動引き落とし  
ご利用できる金融機関：山口銀行

## （4）利用中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出ください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただくこと場合があります。但し、ご契約者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50 % (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上に注意

施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 7. 緊急時における対応方法

- 1 指定通所介護従事者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告いたします。  
主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、該当利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 3 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

## 8. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスの提供をするにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認をします。

③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間確保するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかにご家族と主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

⑥事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。  
(守秘義務)

- ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者とご家族の情報を提供します。
- ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者、など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者及びその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 9. 非常災害について

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任を定め、年1回定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。

## 10. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以降も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になつた場合
- ⑤当施設がの介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

#### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であつても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の前日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意がない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しく不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者、事業を実施するものとする。  
意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### （3）契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 12. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者（管理者）中西 久美子

○受付時間 月～土曜日 8：30～17：30

○電話番号 0835-28-0068

また、苦情受付ボックスをゆうの風三田尻風除室に設置しています。

防府市役所 高齢福祉課 (介護保険室)	住所 防府市寿町7番1号 電話番号 0835-25-2527
山口市役所 介護保険課	住所 山口市亀山町2番1号 電話番号 083-934-2795
山口県国民健康保険団体連合	住所 山口市朝田1980番地7 電話番号 083-995-1010

## 13. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生または、その再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切にするために担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者または、養護者（利用者の家族等高齢者の現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

## 14. 身体拘束に関する事項

当事業者は、サービスを提供する利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 当事業所の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## 15. 業務継続計画の策定等に関する事項

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。